

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年7月1日

【会社名】 株式会社阿波銀行

【英訳名】 The Awa Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 長 岡 奨

【本店の所在の場所】 徳島県徳島市西船場町二丁目24番地の1

【電話番号】 088(623)3131(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営統括部長 藤 倉 誠 司

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋室町一丁目13番7号
株式会社阿波銀行東京支店

【電話番号】 03(3272)6891(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員関東広域エリア母店長兼東京支店長 板 東 克 浩

【縦覧に供する場所】 株式会社阿波銀行東京支店
(東京都中央区日本橋室町一丁目13番7号)

株式会社阿波銀行大阪支店
(大阪市中央区久太郎町三丁目1番7号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2022年6月29日開催の当行第210期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会開催日

2022年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当行定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主さまに交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分であります。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>（附則） 第1条（監査役の実任免除に関する経過措置） （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>第16条（電子提供措置等） 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>（附則） 第1条（監査役の実任免除に関する経過措置） （現行どおり）</p> <p>第2条（電子提供措置に関する経過措置） 現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

岡田好史、長岡奨、福永丈久、大和史郎、西大和、山下真弘、三河広明及び伊藤輝明の8氏を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

園木宏、米林彰、野田聖子及び橋爪正樹の4氏を監査等委員である取締役に選任するものであります。

(3) 行使された議決権の内容

	株主総会前日までの 議決権行使（事前行使）	株主総会当日出席による 議決権行使	議決権行使合計
議決権行使個数	296,159個	56,301個	352,460個
行使割合	70.8%	13.4%	84.2%

(注) 総議決権個数は418,254個であります。

(4) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

議案	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
第1号議案	338,458個	279個	0個	96.0%	可決
第2号議案					
岡田好史	290,104個	48,630個	0個	82.3%	可決
長岡奨	291,569個	47,165個	0個	82.7%	可決
福永丈久	320,834個	17,902個	0個	91.0%	可決
大和史郎	321,340個	17,396個	0個	91.1%	可決
西大和	321,342個	17,394個	0個	91.1%	可決
山下真弘	329,349個	9,387個	0個	93.4%	可決
三河広明	337,364個	1,372個	0個	95.7%	可決
伊藤輝明	337,350個	1,386個	0個	95.7%	可決
第3号議案					
園木宏	296,525個	42,211個	0個	84.1%	可決
米林彰	302,265個	36,471個	0個	85.7%	可決
野田聖子	312,911個	25,825個	0個	88.7%	可決
橋爪正樹	338,518個	219個	0個	96.0%	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりであります。

- ・第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席、及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
- ・第2号議案及び第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席、及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(5) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを集計した結果、すべての議案の可決要件を満たし会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができない議決権数は加算しておりません。

以上